

平成30年1月24日  
量子科学技術研究開発機構

## 平成28年度決算検査報告(会計検査院)における指摘について

### 1. 趣旨

量研は、旧放医研時代の平成23年度から東京電力福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者約10万人を対象としたフォローアップシステムを整備し、健康管理支援や疫学研究に資するための長期的な疫学研究を行ってまいりましたが、会計検査院による実地検査の結果、平成29年11月に公表された平成28年度決算検査報告において、一部「不当事項」に当たるとのご指摘を受けました。

### 2. 案件の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故の復旧作業に従事した者約10万人を対象として、作業中に受けた被ばく線量やその後の健康状況等、中長期にわたる健康管理に役立てることを目的としたフォローアップシステムの整備等を行う事業を、平成23年度から平成28年度までの間に運営費交付金等を財源として実施したのですが、最終的には当初想定約10万人ではなく、平成26年11月以降、645人以外のデータの提供を受けることができなくなり、想定していた健康管理支援及び疫学研究を行うことが見込まれないことが明らかな状況になったにも関わらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等27件を締結するなどしていた事態は適切とは認められない、としてこれに係る支払額129,192,012円が不当と判断されたものです。

### 3. 原因と今後の対応について

原因は、事業の実施にあたって、その進捗状況を常に把握し、事業の費用対効果の十分でないものについては、適切なタイミングで抜本的な見直しを図るべきだったところ、それが不十分であったことによるものです。本事業は平成28年度末に終了しておりますが、今回のご指摘を踏まえ、同様の事態が万が一にも起こらないよう、以下の改善の措置を講ずることといたしました。

具体的には、研究現場の定期ミーティング、研究企画室での検討、所長、部長等で構成する所議、部門長によるヒアリングなどの各段階において、事業の進捗状況を費用対効果も含めて把握し、自ら改善することを徹底することで、事業の適切な進捗管理を行います。また、各部門の研究開発評価委員会の評価

の事業見直しへの反映についてはこれまでも行ってきたところですが、今後は部門における年度ごとの自己評価の時点で改めて検討することを各部門において徹底することにより、より適切に反映するよう努めていきます。

法人全体の取り組みとしては、法人の経営管理及び内部統制のための重要な機会として年3回実施している「理事長ヒアリング」の項目に「業務の進捗状況を踏まえ見直しを検討すべき事項」を追加することにより、事業の進捗状況を把握して事業を見直す機会を新たに設けました。また、事業進捗の把握・把握に基づく見直しについては、理事会議における部門報告も積極的に活用していきます。

各部門の事業について見直しが必要な場合は、それぞれの部門にて事業の廃止など抜本的な対応を含め予算や組織に関する見直し案を作成して、これを実施します。一方、法人全体での対応が必要な場合には、本部を中心に見直し案を作成し、理事会議など適切な場での審議を経て実行していきます。また、外部委員を交えた機構の自己評価委員会にて事業の見直しを必要とする指摘を受けた場合には、各部門もしくは本部にて適切に対応していきます。

以 上

# 平成28年度決算検査報告説明会 資料

## 検査報告事項の個別説明

平成29年12月13日  
会計検査院

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の復旧作業への従事者の健康管理支援等に係るフォローアップシステムの整備等を行う事業について、想定していた健康管理支援等を行うことが見込めないことが明らかな状況となったにもかかわらず、事業を見直すことなく、その後もシステムの保守契約等を締結するなどしていたもの（**不当事項**）（**検査報告591ページ**）

国立研究開発法人量子  
科学技術研究開発機構  
1億2919万円  
(指摘)

支出
役務
経済性

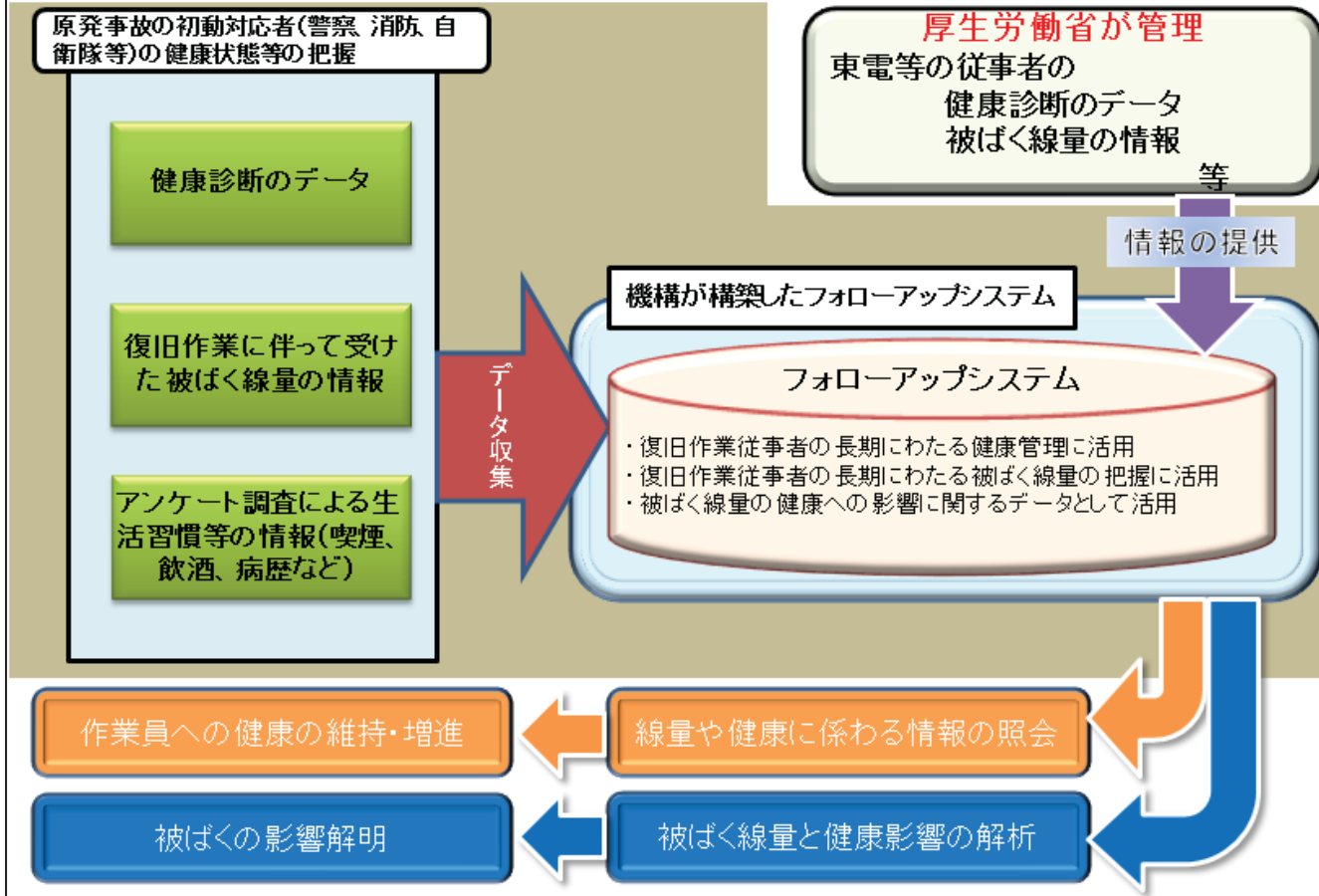
（国研）量子科学技術研究開発機構（機構）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の初動対応として復旧作業に従事した警察、消防、自衛隊等の職員等約10万人を対象として、作業中に受けた被ばく線量やその後の健康状況等の関連解析・評価体制を整備し、復旧作業従事者の中長期にわたる健康管理に役立てることを目的としたフォローアップシステムの整備等を行う事業を、23年度から28年度までの間に、運営費交付金等（4億2701万0771円）を財源として実施している

【本件事業の概念図】

機構は、中長期にわたり、復旧作業従事者の各所属官署等が保有している健康診断等のデータ（健診データ）の提供を受けてフォローアップシステムのデータベースに登録して、この登録した健診データを解析することにより、

- ①健康の維持・増進に寄与するなどの**健康管理支援**
- ②健康管理支援に資するための長期的な**疫学研究**を行うこととしていた（概念図参照）

健康管理支援については、フォローアップシステムのデータベースに、復旧作業に従事した警察、消防、自衛隊等の職員がインターネットを通じて直接アクセスして自らの健診データを閲覧することができる機能を設けていた



制度・事業の概要

機構は、本件事業の実施に当たり、復旧作業従事者の健診データの提供を受けるために、関係官署等との協議を複数回にわたり行っていた

→ 協議の結果、機構が協定を締結して提供を受けることができた健診データは、警察関係官署から25年3月までに提供された復旧作業に従事した警察関係職員645人分となっていた。また、消防、自衛隊及び厚生労働省からの健診データの提供については、協議等は行ったものの合意に至らなかった。その理由について機構は、事故からの年月の経過とともに復旧作業による被ばく線量が低いことが明らかになってきたことなどとしている。その結果、26年10月までに、上記645人以外の健診データの提供を受けることができない状況となっていた

また、26年10月時点において、健診データの提供を受けた645人がインターネットを通じてシステムに直接アクセスして自らの健診データを閲覧した実績はなく、今後も見込めない状況となっていた

このように、26年10月時点において、フォローアップシステムに登録されることとなった健診データは、当初見込んでいた10万人の0.6%に相当する上記の645人分のみとなることが明らかとなり、今後、機構が想定していたフォローアップシステムを利用した健康管理支援や十分な規模の健診データに基づく長期的な疫学研究を行うことは見込めないことが明らかな状況となっていた

しかし、このような状況にもかかわらず、645人以外の健診データの提供を受けることができなくなった26年10月時点において、機構は、本件事業を見直すことなく、26年11月以降も事業を継続することとして、その後もフォローアップシステムを維持するための保守契約等27件の契約等を締結するなどしていた

したがって、このような事態は適切とは認められず、これに係る支払額計1億2919万余円が不当と認められる

機構において、想定していた健康管理支援及び疫学研究を行うことが見込めないことが明らかな状況となった時点で事業を見直す必要があることについての認識が欠けていたことなど